

豊島区環境基本条例の一部改正について

1. 豊島区環境基本条例について

区の環境保全に関する基本的な条例である「豊島区環境基本条例」は平成 20 年 3 月 24 日に公布され、同 4 月 1 日から施行された。この条例は現在及び将来の区民が健康で安全かつうるおいと安らぎのある環境を確保するとともに、地球環境及び広域的な環境の保全に貢献することを目的として、その基本理念や、区・事業者・区民等のそれぞれの責務を定めている。

2. 背景

- 近年、酷暑や台風、集中豪雨などの異常気象による大規模な自然災害が頻発していることから、気候変動への対応が急務となっており、SDGs においても「13. 気候変動に具体的な対策を」として達成すべき目標に掲げられている。
- 2015 年に合意されたパリ協定では「世界の平均気温上昇を産業革命以前と比べて 2 度より低く保ち、1.5 度に抑える努力をすること」を目標。
- 2018 年 IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書で、「気温上昇を 2 度よりリスクの低い 1.5 度に抑えるためには、2050 年までに CO2 の実質排出量をゼロにすることが必要」と明記。
- 東京都は、2019 年 5 月、平均気温の上昇を 1.5℃に抑えることを追求し、2050 年に CO2 排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を宣言。
- 2020 年 7 月 17 日、内閣府より、SDGs への優れた取組を行う自治体として「SDGs 未来都市」に選定。「自治体 SDGs モデル事業」とのダブル選定。
- 2021 年 2 月 18 日の第 1 回区議会定例会において、脱炭素社会の実現に向けて、2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明。
- 令和 4 年度には 2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロに向けた 2030 年マイルストーンや、基本的な考え方、気候変動適応への取組みなどの新たな方針を示す「2050 としまゼロカーボン戦略」を策定。

「豊島区ゼロカーボンシティ宣言」及び「2050 としまゼロカーボン戦略」を踏まえ、条例においても「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた区の姿勢を示す。

3. 環境基本条例改正の論点

平成 20 年に豊島区環境基本条例を制定したが、その後 14 年が経過し、その間、地球温暖化や気候変動、温室効果ガス削減等、環境への取組みが地球規模で喫緊の課題となっており、令和 2 年度にゼロカーボンシティを宣言した本区として、今後、温室効果ガスを削減し、もって一層の環境保全への取組みを推進することを、明文化するため、同条例を改正する。

(前 文)

豊島区は、首都東京に位置し、池袋副都心を中心として多くの人々が住み、働き、学び、集う高密度都市です。また、江戸時代、園芸の里として名高い染井に代表される自然環境が多彩な文化、芸術を育んできた長い歴史があります。

一方、豊かで便利な生活の追求、経済成長に伴う都市化の進展は、自然環境を変え、大気汚染、ヒートアイランド現象など様々な環境問題を発生させてきています。さらに、温室効果ガスの急激な増加による温暖化は、地球規模での気候変動を引き起こし、人類の生存基盤である地球環境に深刻な影響を及ぼしています。

私たちは、直面する環境問題が、日々の生活や事業活動が原因となっていることを改めて自覚し、生活スタイルや事業活動のあり方を見直す必要があることを認識しなければなりません。また、地域社会のすべての人々が、相互に連携、協力しながら、一人ひとりの小さな力を結集して環境への負荷の低減に向け積極的に行動しなければなりません。

私たちは、良好で快適な環境を享受する権利を有するとともに、知恵と工夫によって、環境に配慮された活力溢れる持続可能な都市、すなわち、環境都市をつくりあげ、これを子どもたちへ引き継いでいく責務を有しています。

そのため、健やかで美しく豊かな環境が身近な地域から地球規模までにわたって保全されるとともに、それらを通じて区民誰もが幸せを実感でき、未来の世代へも継承することができる地域社会を実現するため、この条例を制定します。

論 点

パリ協定、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）、温室効果ガス削減、ゼロカーボンシティ宣言、持続可能な社会を推進する都市についての記述を加えてはどうか。

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全 良好な環境を維持し、回復し、及び創出することをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。
- (4) ヒートアイランド現象 都市部にできる局地的な高温域のことで、周辺部に比べ気温が高くなる現象をいう。
- (5) 事業者 区の区域内(以下「区内」という。)で事業活動(公益的な活動を含む。以下同じ。)を行う団体又は個人をいう。
- (6) 区民 区内に住む人又は区内で働く人若しくは学ぶ人をいう。

論 点

- (4) ヒートアイランド現象 の定義に代えて二酸化炭素排出量実質ゼロ、温室効果ガス排出ゼロ、再生可能エネルギー等の定義を加えてはどうか？

(基本理念)

第3条 環境の保全は、すべての区民が健康で安全であり、かつ、うるおいと安らぎのある環境を確保し、これを次の世代に継承していくことを目的として行わなければならない。

- 2 環境の保全は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築することを目的として行わなければならない。
- 3 環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

論 点

温室効果ガス削減の記述を加えてはどうか？

(区の責務)

第4条 区は、環境の保全を図るため、次に掲げる事項に関し、施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- (1) 地球温暖化の防止に関すること。
- (2) ヒートアイランド現象の対策に関すること。
- (3) 公害の防止に関すること。
- (4) 廃棄物の減量及び資源の循環的な利用に関すること。
- (5) 緑の保護及び育成に関すること。
- (6) 人と自然とのふれあいの確保に関すること。
- (7) 地域環境の美化に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全を図るために必要な事項に関すること。

2 区は、すべての施策の策定及び実施に当たって、環境への負荷の低減その他環境の保全のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 区は、事業者及び区民による環境の保全に関する取組に対し、積極的な支援に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するため、その責任において必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、地域における環境の保全に関する取組へ積極的に協力するよう努めなければならない。

4 事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、区が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(区民の責務)

第6条 区民は、日常生活において環境への負荷の低減及び公害の防止に努めなければならない。

2 区民は、地域における環境の保全に関する活動に取り組むよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、区民は、環境の保全に自ら努めるとともに、区が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

論 点

(区の責務) 第4条、(事業者の責務) 第5条及び(区民の責務) 第6条において、温室効果ガス削減の取組みについて追記してはどうか？